

原告 A
B
被告 西東京市

証 拠 説 明 書 3

平成 26 年 9 月 18 日

東京地方裁判所民事第 51 部 御中

原 告 A 印
 B 印

号 証	票目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考	
甲 18	朝日新聞 DIGITAL	写し	26.9.1	朝日新聞	① 香川県知事選において、不正選挙の疑いにより高松市の開票所にビデオカメラが設定された事実。 ② 選挙管理委員会の信用が失墜し、信頼回復が急務とされている事実。 ③ 公正さ・的確さの観点から、迅速さを犠牲にしても再点検を躊躇すべきではないと主張されている事実。	
甲 19	判決 (平成 17 年 3 月 16 日)	写し	17.3.16	最高裁判所第一小法廷	筆跡鑑定について、同一であることの証明の困難さについて明らかにする。	
甲 20	公文書開示 請求書 (2014 年 8 月 22 日)	写し	26.8.22	B	原告 B が公文書開示請求を行った事実。	
甲 21	公文書不開 示決定通知 書 (26 西選 第 209 号)	原本	26.9.2	西東京市選挙管理委員会 委員長 西村誠一	原告 B に対し、公文書不開示決定がなされた事実。	

甲 22	「国家」 (上) 岩波文庫	写し	1979.4.1 6 第 1 刷 発行	プラト ン著 藤沢令 夫訳 株式会 社 岩波 書店	ギュゲスの指輪についての記 述により、情報公開が要請され ることの本質を明らかにする。	
甲 23	richardkos himizu's blog	写し	25.07.21	リチャ ード・コ シミズ	多くの市民が選挙の公正さに 疑いを抱いている事実。	